

全国消費実態調査の変更に係る部会審議の際に出された意見に基づくメモ**○ 統計調査のオンライン化の推進を図るための対応について**

オンライン調査の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、統計データについては、オンライン調査の徹底について推進を図ることとされており、全国消費実態調査についても、平成21年調査にて一部地域で実施したオンラインによる回答方式を、全調査単位区に拡大して実施する計画とされています。

政府における統計調査のオンライン化の推進については、府省横断的な業務・システムの見直しが行われ、平成20年度から、総務省（統計局）が中心となって、「政府統計共同利用システム」の本格運用が開始されていると聞いています。

そこで、国民のオンライン利用の状況や関連の技術は日進月歩の勢いで変化しており、同システムについても常にこうした動向を踏まえて改善を図る必要があります。今回の部会審議においても、答申には記載しておりませんが、審議協力者としてご出席の地方公共団体から、「過去の調査においてシステムにつながりにくくなった事案もあったことから、システムの円滑な運営に向けた環境整備を、政府にはできるだけお願いしたい。」との強い要請が出されました。

オンライン調査は、回答者にとっての利便性の向上や審査事務の効率化等、多くの効用が期待される反面、新たな財源の確保が必要になることは想像できます。

その円滑な実施のための環境を整備していくことは、政府においてオンライン調査を進めていく上での基礎となるものと考えており、例えば、調査実施時期等の把握をより早期かつ綿密に行い、その状況を踏まえ、システム容量の確保を行うといった工夫等により、一層円滑なオンライン調査環境の整備に向けてご対応いただくことを、公的統計の整備について責任を担う統計委員会の一員としまして、期待しています。

以上、報告します。

平成25年12月13日

白波瀬 佐和子